

宅地造成等規制法・宅地造成工事の許可

(平成 20 年間 22① 改)

宅地造成等規制法に関する次の記述につき、正誤をつけよ。なお、この問における都道府県知事とは、地方自治法に基づく指定都市、中核市、特例市にあつてはその長をいうものとする。

1 宅地造成工事規制区域内において、森林を宅地にするために行う切土であつて、高さ 3 m のがけを生ずることとなるものに関する工事を行う場合には、造成主は、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて行われる当該許可の内容に適合した工事を除き、工事に着手する前に、都道府県知事の許可を受けなければならない。

⇒ 正しい

本講のまとめ

- 1) 規範を正確に覚える。
- 2) ひとつずつ丁寧にあてはめる。

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材 (2016/03/04現在)

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】権利関係編
<http://shibuyakai.com/takken/dvd9.html>

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】宅建業法編
<http://shibuyakai.com/takken/dvd10.html>

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】法令上の制限編
近日発売